

る。かくして労働者の血のにじむ斗争によつて獲得せられた八時間労働制は他の造船所例へば海軍工廠の八時間半労働制や三菱造船所の九時間労働制を外にしてその後も持続されたのであつたが、昭和九年三月十六日に至り艦船工場だけ半時間の延長を強ひられ、八時間半労働制を実施せられることになつたのである。その事情は次の如くである。即ちその時新らたに赴任して來た吉岡所長（艦船工場）は同社の整理を完了することに意を注ぎ、したがつて、負債を整理するためには生産能率を上げることが最も肝要であり、それに労働能率を上げること即ち労働時間を延長することが必要であると考へて公式に誓約した譯ではなかつたが、「整理が完了したらもとの八時間制に復歸する」旨を暗示して從業員の協力を求め、從業員も亦労働條件を良くして貰ふためには一日も早く會社の負債が整理されることは望ましいのであり、それに對しては、幾分の犠牲を耐え忍ぶことも止むを得ないのであらうとして之を承認したのであつた。ところが、時日の経過に従つて前述の一

整理が完了したら」と言ふ非公式の條件はその非公式の故に「景氣が良くなつたら」と言ふ條件に轉化されて從業員に考へられるようになつた。しかるに最近のように景氣が良くなつても一向時間の短縮がなされそうにないところから、次第に從業員の間では不満が釀成し始め、そのうち、産業報國會が結成されることになつたので、懇談會の席上、しばしば元の八時間制に復歸せられる様主張するところがあつたが、之に對して吉岡所長の態度は好意的でなく寧ろ却つて軍隊式に委員の發言に對して命令的仰制を行ふことが多かつた様である。それ故、從業員の不満は益々昂じ、吉岡所長に對する反感は相當強烈なものがあつたもゝ如く、ひいて會社に對しても純良ではありませんが、今回の紛議は直接的には後述する如く、増資記念手當を原因として發生したものであるが、それよりも、紛議現象を必然ならしめた、より根本的なものを求めるならば、右の事情に胚胎してゐることは否むことは出來ない。手當問題は云はば前述の低流のはけ口を與へた